

議案第62号

那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

那須地区広域行政事務組合同規約（昭和36年栃木県指令地第237号）の一部を次のように変更する。

第3条中「かかげる」を「掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第4号及び第5号に掲げる事務については、別表に掲げる関係市町の当該事務を共同処理する。

第3条第3号を次のように改め、同条第4号中「広域クリーンセンター大田原の」の次に「設置及び」を加える。

(3) 黒羽グリーンオアシスの設置及び管理運営に関する事務

第3条第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共同一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

共同処理する事務	関係市町
第3条第4号に掲げる事務	大田原市、那須町
第3条第5号に掲げる事務	大田原市、那須町

附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。